

松江市農業委員会だより

あさつゆ

第47号

(編集・発行) 松江市農業委員会 〒690-8540 松江市末次町86番地 ☎55-5528 令和7年11月発行



八束町で牡丹を
栽培する 松本悠太さん



宍道町でブドウを
栽培する 糸原寿之さん



東出雲町で野菜を栽培する
奥井裕介さん 美代子さん



宍道町

糸原寿之さん ブドウ栽培



八束町

牡丹栽培 松本悠太さん



◆農業を始めたきっかけ

鳥取県から妻の実家がある八束町に移住し、牡丹栽培を行う義父から八束町の牡丹の現状が非常に厳しいと聞いていました。そして、義父も牡丹栽培をいずれ辞めることになるという話を聞き、自分が継ぎたいと思ったのがきっかけです。

◆現在取り組んでいること

現在、約350種類の牡丹を栽培しており、これらの継承と品種改良に取り組んでいます。

◆農業経営で苦労したこと

牡丹を植えてから出荷するまで5年かかるということです。現在、牡丹栽培を始めて11年目になりますが、この5年のサイクルの中で、いつ何をするのか覚えることが大変です。

◆今後の目標・ 取り組んでいきたいこと

牡丹の品種は八束町を含めて日本国内に約千品種存在しているといわれています。この先人が守ってきた品種を、しっかりと引き継いで守っていきたいです。



◆農業を始めたきっかけ

自分で種から育てたものを、自分で考えた金額で売ることができる非常にクリエイティブな仕事であると感じたためです。

また、研修で訪れた玉湯町の石川農園では、野菜の育苗などの重要な技術を学ぶことができ、上等な野菜作りができています。

◆現在取り組んでいること

現在は、青ネギ、キャベツ、ブロッコリーなどを栽培しています。また、新規作物として、セロリ、リーキ、ケールの栽培技術の習得にも取り組んでいます。

◆農業経営で苦労したこと

子育てとの両立です。子どもが幼く、送迎や病気などで作業時間が中断・減少することが多くあり、苦労しました。ただ、農業は時間の融通が利くので、柔軟に対応できるところが良い点でもあります。

◆今後の目標・取り組んでいきたいこと

今後は、農地の輪作体系を確立し、健全な圃場を作り上げたいです。そして、圃場、作業場などの環境をよりよいものにして、人材の確保を大事にしながら、効率的に仕事を行っていきたいと考えています。



東出雲町

奥井 裕介さん

・ 美代子さん



◆農業を始めたきっかけ

5年前に東京から帰郷し、地元の農地を利用した自営業をしたいと考えていました。

その中で、県立農林大学校のオープンキャンパスに参加して、シャインマスカットに魅力を感じたことがきっかけです。

◆現在取り組んでいること

ブドウ栽培をされていた方から農地とハウスを譲り受け、松江市宍道町と雲南市で栽培を行っています。品種は、シャインマスカット、ピオーネ、マイハート、クイーンニーナ、ヌーベルローズを栽培し、市場やケーキ店へ卸しています。今春から神紅の栽培もはじめました。

◆農業経営で苦労したこと

経営を主体となって行うことです。栽培や出荷の作業はもちろん、補助金申請や資金調達など、様々な業務を一人でこなすことの難しさを感じています。

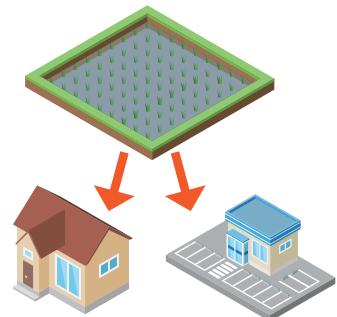
◆今後の目標・取組んでいきたいこと

個人販売を目指しています。また、美味しい認め証の取得も考えています。そして、大きな目標として、松江産のブドウを有名にしたいです。



農地を転用する場合は、農業委員会の許可が必要です。

◎農地転用とは、農地を住宅、事務所、駐車場、資材置場などの農地以外の用途に変更することです。農地転用をする場合は農業委員会への許可申請または届出の手続きが必要となります。(たとえ、自己の所有地であっても同様です。)



◎工事などで農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などに転用される場合も許可が必要です。

◎許可を受けないで、農地転用すると農地法違反になり工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金といった罰則が適用される場合もあります。

※市街化区域内の農地転用は事前に届出が必要です。

※田を埋め立てて畑に転換する場合も手続きが必要です。

お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎55-5528

知って得する！農家のための農業者年金

老後の備えとして、家族一人ひとりが準備することが大切です！
経営者だけでなく夫婦や親子で加入することをおすすめします。

加入資格（①と②を満たす方が加入できます）

- ①年間60日以上農業に従事する方
- ②国民年金の第1号被保険者(20歳以上60歳未満)
または 任意加入被保険者(60歳以上65歳未満)



利用しやすくメリットが大きい制度です！

- ✓ 保険料は自由に設定、いつでも見直し可能
(月額2万円から6万7千円の間で、千円単位)
- ✓ 終身年金（80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金）
- ✓ 少子高齢化に強い年金（積立方式）
- ✓ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- ✓ 保険料の国庫補助あり

保険料月額2万円の場合の年金支給額(年額)

加入年齢	納付期間	男性	女性	夫婦で加入なら
20歳	40年	83万円	73万円	156万円
30歳	30年	55万円	48万円	103万円
40歳	20年	33万円	29万円	62万円
50歳	10年	15万円	13万円	28万円

この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。予定期率は毎年度、農林水産省告示により定められており、支給額は男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。

詳しくは、農業委員会事務局（☎55-5528）もしくはJAしまねくにびき地区本部金融課までお気軽にお問い合わせください。

購読始めてみませんか。

全国農業新聞は、農業専門誌です。営農とくらしに役立つ情報を皆様にお届けします。

- ◆月4回金曜日発行
- ◆購読料／月額700円＊電子版500円

お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎55-5528



令和7年度 情報委員会

委 員	委 員	副 委 員	委 員
員	員	長	
森 口	石 原	清 原	永 江
順 子	一 男	昭 り	幸 雄

私達が編集を担当しました。